

## 横浜市の外郭団体における障害者雇用状況調査の結果について

このたび、横浜市の外郭団体における障害者雇用の状況について、調査を実施し、結果を取りまとめましたので、公表します。

### 1 調査の概要

全ての外郭団体（37 団体）に対し、平成 30 年 6 月 1 日時点の障害者の雇用状況を調査しました。

#### (1) 障害者雇用状況の把握

常用雇用労働者数が 45.5 人以上の団体については、年に一度、公共職業安定所に障害者雇用状況の報告が義務づけられていることから、障害者雇用状況報告書※（平成 30 年 6 月 1 日現在）の写しの提出を求めることにより、雇用状況を把握しました。

※ 障害者雇用状況報告書

「障害者の雇用の促進等に関する法律」第 43 条第 7 項に基づき、企業全体の常用労働者が 45.5 人以上の事業主については、毎年 6 月 1 日現在の障害者の雇用状況を厚生労働大臣に報告することが義務付けられています。

#### (2) 雇用障害者数の数値算定の再確認

1 人以上の雇用障害者数を報告している団体について、国のガイドライン等に基づき雇用障害者数の数値算定が適正に行われているか再確認を求めました。

### 2 調査の結果（詳細は裏面「外郭団体の障害者雇用状況」のとおり）

(1) 雇用労働者数が 45.5 人以上の団体（20 団体）のうち、13 団体において法定雇用率を達成していました。

(2) 障害者を 1 人以上雇用しているすべての団体において、数値算定が適正に行われていることを確認しました。

区分	団体数
雇用労働者数が 45.5 人以上の団体	20 団体
法定雇用率を達成している団体	13 団体
法定雇用率を達成していない団体	7 団体
雇用労働者数が 45.5 人未満の団体（法定雇用率対象外）	17 団体

※ 法定雇用率は 2.2%（横浜市住宅供給公社は 2.5%）です。

### 3 今後の対応

法定雇用率を達成していない団体については、障害者雇用へのノウハウがある市障害者就労支援センター等の相談支援機関を活用し、助言や支援を行うとともに、雇入れ計画の提出を要請し、状況に応じた指導を行うことで、外郭団体における障害者雇用を促進してまいります。

お問合せ先	
総務局行政・情報マネジメント課 外郭団体担当課長	永森 秀 Tel 045-307-0300

外郭団体の障害者雇用状況(法定雇用率2.2%)

(平成30年6月1日時点)

No.	団体名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 雇用障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
1	(株)横浜市食肉公社	69.5	4.0	5.76%	0.0	
2	(公財)横浜市総合保健医療財団	137.0	5.0	3.65%	0.0	
3	(福)横浜市リハビリテーション事業団	370.0	10.5	2.84%	0.0	
4	(公財)横浜市芸術文化振興財団	160.5	4.5	2.80%	0.0	
5	(株)横浜シーサイドライン	76.0	2.0	2.63%	0.0	
6	(福)横浜市社会福祉協議会	828.0	21.0	2.54%	0.0	
7	横浜港埠頭(株)	83.0	2.0	2.41%	0.0	
8	横浜交通開発(株)	191.5	4.5	2.35%	0.0	
9	(公財)横浜市消費者協会	47.0	1.0	2.13%	0.0	
10	(公財)横浜市体育協会	318.5	6.0	1.88%	1.0	
11	(公財)横浜市男女共同参画推進協会	55.0	1.0	1.82%	0.0	
12	(公財)横浜市ふるさと歴史財団	67.5	1.0	1.48%	0.0	
13	(公財)横浜市緑の協会	342.5	5.0	1.46%	2.0	
14	(公財)横浜市資源循環公社	152.5	2.0	1.31%	1.0	
15	(公財)よこはまユース	78.0	1.0	1.28%	0.0	
16	(公財)横浜市建築保全公社	79.0	1.0	1.27%	0.0	
17	横浜市住宅供給公社	140.0	1.0	0.71%	2.0	(※)
18	(株)横浜国際平和会議場	58.0	0.0	0.00%	1.0	
19	横浜市信用保証協会	85.0	0.0	0.00%	1.0	
20	横浜ウォーター(株)	87.0	0.0	0.00%	1.0	
	計	3,425.5	72.5	2.12%	9.0	

○ 次の団体は、算定の基礎となる労働者数が45.5人未満のため、法定雇用率の対象外です。  
 (公財)横浜市国際交流協会、(公財)三溪園保勝会、(公財)横浜観光コンベンション・ビューロー、(公財)木原記念横浜生命科学振興財団、(公財)横浜企業経営支援財団、(公財)横浜市シルバー人材センター、(株)横浜インポートマート、横浜市場冷蔵(株)、横浜食肉市場(株)、(公財)寿町勤労者福祉協会、横浜シティ・エア・ターミナル(株)、横浜高速鉄道(株)、(一社)横浜みなどみらい21、(株)横浜港国際流通センター、(公財)帆船日本丸記念財団、横浜ベイサイドマリーナ(株)、(公財)よこはま学校食育財団 (計17団体)

※ 横浜市住宅供給公社の法定雇用率は2.5%です。(障害者雇用推進法第43条第6項の特殊法人に該当するため)

【表の各欄の説明】

- ① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数
  - ・ 常用労働者数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数です。
- ② 雇用障害者の数
  - ・ 雇用している身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計です。
  - ・ 短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてカウントとします。
  - ・ 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしてカウントとします。
- ③ 実雇用率
  - ・ ②欄の「雇用障害者の数」を、①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」で除した率です(小数点以下第3位を四捨五入)
- ④ 不足数
  - ・ ①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(小数点以下切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となります。
  - ・ したがって、③欄の「実雇用率」が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となります。

(例)労働者数が80人で1人の障害者を雇用している場合、実雇用率は1.25%ですが、障害者雇用義務は1人であるため、法定雇用率達成となります。

$$\text{実雇用率} = \frac{\text{雇用障害者数}}{\text{労働者数}} = \frac{1}{80} = 1.25\%$$

$$\text{雇用義務人数} = \text{労働者数} \times \text{法定雇用率} = 80 \times 2.2\% = 1.76人$$

↓  
 小数点以下切り捨て → 障害者雇用義務は1人